

滋賀県環境影響評価審査会議事録

1. 日時 平成 26 年 2 月 13 日（木） 13:30～16:30
 2. 場所 県大津合同庁舎 7 階 7A 会議室
 3. 議題 南草津プリムタウン土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書について
 4. 出席委員 占部会長、諏訪副会長、浅見委員、奥村委員、鳥居委員、藤本委員、山崎委員、和田委員
 5. 内容 (1) 事業の概要について
(2) 環境影響評価準備書について
-

【議事概要】

○議題について

[事業者が準備書の内容を説明]

(会長) はい、ありがとうございました。以上の説明を踏まえて委員の皆さまから事業者へのご質問、ご意見ありましたら、お願いいたします。はい、どうぞ。

(委員) 資料について何点か確認させてください。

まず要約書の 4 ページ、対象事業の規模ということで、2 行目あたりに、「土地利用計画で農耕地として計画している部分も将来的には宅地になる可能性があることから」ということで、199,342.5 という数字が挙がっています。この数字は一体どういうかたちで、右の表からいきますと、どういうふうな計算で出てきたのか教えていただけますでしょうか、というのが一点。

3 つほどお聞きします。希少種を移植、希少植物を移植するという対策を書いているのですが、どこに移植するのかというのが 2 点目です。

それから農耕地の表土というのは、できる限り農地に戻す、というふうに書いていらっしゃると思うのですが、その農地に表土をもう一度戻すということを土地の所有者の方が了解されているのかどうかということが 3 点目。

この 3 点についてお願いします。

(事業者) まずは 1 点目でございますが、表 3. 2. 2 の「土地利用計画」の宅地等の備考欄に、新規宅地ということで、168,167.6㎡がございまして、これと農耕地 31,174.9㎡を足して、199,342.5㎡ということで計算させていただきました。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(事業者) 2点目ですが、まだ具体的には決まっていますが、10%を今希望で残される方のご了解を得るように、この事業の中で行っております。

(委員) もう一度確認ですが、表土をまき戻すということについて、OKをまだ取っていないけれど、これから確認を取っていくということですか。

(事業者) おっしゃるとおりです。

(委員) はい、分かりました。

あと1点。希少種をどこに移植するか。

(事業者) まだ具体的には決まっていなくて、その具体的なところへご相談、残す農耕地の部分の方にご了解を得ることが残っております。

(委員) 今のお答えでいきますと、移植先としては農地を考えている。その了解はまだ取っていないということですか。

(事業者) そういうことでございます。

(委員) 分かりました。

(委員) それに関連して。農地に移植するということは、移植しても、その農地は農地として使えるのですか。

(委員) 今のことを私もお聞きしたかったのですが、4ページに、冒頭に、「将来的には宅地になる可能性がある」から、新規住宅として想定されているところに植え込むということですね。

(委員) ということは自己矛盾を起こしているのです、全部。将来的に、農耕地を残しても最終的にはこれは宅地になってしまう。そこに残るからいいではないかというのが理屈だけど、自己矛盾を起こしていることを平気で言っているということになる。

(会長) いかがでしょうか。

(事業者) 確かに先生がおっしゃるとおり、一時的な期間的なものでございますが。

(事業者) すいません。移植先は確かに農地で、将来的には残るという保証はない部分がありますので、できましたら、柳本池という池があるのですが、そちらへの移植を考えてみたい。今は水深がありますので難しいのですが、湿地になるような植生ブロックのようなものを入れて、そこに残すようなことができないかということを考えております。

(委員) ということは、湿地にいる植物は残るかもしれないけど、湿生ではない植物は残らないということですよ。

(事業者) そうですね。今、保全の対象、移植の対象としているのは、湿生のもの、コガマとかがありますので、そういったものについては、そこで移植をできないかと考えております。

(委員) それ以外は無視すると。

(委員) 今のお返事につきまして、1点確認させていただきますが、柳本池というのは、これは土地改良区の所有の池という理解でよろしいのですか。

(事業者) そうですね。土地改良区の。

(委員) ということは、改修とかは自分の計画どおりに行えるという理解でよろしいのですか。というか、あるいは治水上、何か決まっていて、中途半端に手を付けられないものなのかどうか。

(会長) 今の意見は、例えば地図で言えばどこになるのですか。

(事業者) 14ページの公民館のすぐ横の水色の箇所でございます。14ページの地図の下の公民館の赤色の横の水色に塗った部分で、ここは町内の財産区の管理になっております。

(委員) 例えば治水上の縛りとかはないので、一応改修はやろうと思えば独自にできるという理解でよろしいのですか。

(事業者) 財産区の用水です。田んぼの水をためる池、あるいは防火用水も含めてです。全部埋め立てはできないと思いますので、部分的には可能かも分からないですけど。

(会長) よろしいですか。

(委員) ではお聞きします。防火用水として水を確保する必要があるのであれば、それを湿地に変えてしまうということは、防火に関する機能は全く失うということですよ、それは。だから地権者というか、もともとの所有者に関して全く尋ねてもない、聞いてもないでこちらが勝手に決めているということなのですか。

(事業者) 当然その池の利用に関しましては、農業用水としての利用がございますので、その利用水量との調整が必要になってくると思っております。それについても今後ということになるのですが、その中で対応していきたいと思っております。

あと、湿生の植物以外無視するのかというお話があったのですが、想定しておりますのは、傾斜を持たせて土壌水分条件の異なるような環境をつくって、水につかるところから水がつからないところまで水分条件の違うものを設けて、そこに移植できないかなと考えております。

(会長) 14ページですけども、JR線に沿ってほ場地を残すような緑色になっていますけど、全体含めて、そういう移植先の検討というのはされたのでしょうか。今は池だけの話がちょっと出ている。

(事業者) 具体的にここというのは現段階では決まっておきませんので、残存する農地にその表土を持って行って、その緑地が利用できないかと考えております。

(委員) そうすると、農地はなくなるということですね。だから所有者が農業をやめるということは了解しているのですか。

(事業者) 今から地権者の方々の意向調査というのが、これから当然あるわけでございますし、当然土地利用、農地の営農希望という方もございますし、そういった方を極力募るようなかたちで、農地をそのまま継続していただくというような趣旨も当然持っております。

(委員) そうではなくて、農地として残してしまったら、そこに移植する部分が、移植しても、また農地でかく乱されるために、もう物が残らないということになるんですね、農地に移植しても。そこは買い上げて、要するに草原にしておいて、そこに戻すということであれば話が通るのだけが、そこを農地として、そこを借りて農地に移せば、また畑を耕してしまえば何にもなくなってしまうわけですから。

(事業者) その営農状態で一年生の草本が、そこでメインになってくるのですが、そこで営農を繰り返す中で定着を図れないかという感じです。

(委員) あぜ道だけで勝手に生きていてくれというわけですね、それは。「あぜ道みたいな脇のところで生き残れる植物に関しては残しますよ。それ以外はなくなりますよ。」ということですか。

(事業者) 定着具合というのは、なかなか今から予測すると、これは難しいようなことがありますんで。

(委員) いや、定着の有無ではなくて、要するに土地の面積の話をしているのです。

(事業者) 現在の生育種と同じ規模のものを残せないかというお話でしょうか。

(委員) そのつもりなのですか、と私がお聞きしているのです。

(事業者) ご覧になって分かりますけど、現在の農地が大部分宅地になりますので、同じ面積を確保することは無理だと思います。

(委員) いいですか。

(会長) はい、どうぞ。

(委員) 希少植物だけについてお聞きしているわけではなくて、その植物が織りなす場、生き物の生息空間としての場をどうするかということについてお聞きしているのだと思います。それが要約書の「25ページの項目番号2番が非常に難しかった」と説明のときにおっしゃっておられた。ここは水路について何とかならないか。景観として何とかならないか。それを宅地で何とか維持するような計画にできないか。例えば、宅地の中で水路を確保できないか。それが無理なら。公園で確保できないかということは、今おっしゃいました希少な水生の植物、これは営農の中で維持される一年草の他に、あるいはコガマ、ガマの仲間ですね。ガマだとか、マツカサススキという多年草も入っています。これは放棄されて初めて出てくるものです。だから、そういったものが醸し出すような場、そこに出てくる希少動物のほう、例えばトノサマガエルだとか、あるいはシマゲンゴロウ、コオイムシなんかが出てきている、そういったものの場を何とか新しい宅地のところに残すことによって、そこに暮らす人たちが自然と触れ合える。そういった時代の先を行く宅地づくりをされてはどうですかというのが、この項目2の趣旨だったと思います。

だから、決して希少植物を何とか個体として残してほしいという話ではなかった。それについて宅地の中は無理、公園の中は無理。結局最終的に河川の中でということなのですが、河川の中で維持できる生き物と維持できない、もっと緩やかな流れの、湿地みたいなところでしか維持できない、生息できないような動植物もいるわけですね。それについて、ではどうされるのかということが今問われていることになります。

まず農場、農家の方がもし全部了承されてという場合なのですが、まず、ほ場整備を行いますと非常に乾燥化が進みまして、こういった今では希少種となっている水田雑草なんかには非常に生きにくい場となります。それは、いろんなところで全国的にも研究事例が報告されていまして、ほ場整備の影響というのは非常に、なかなか生き物にとっては悪影響を及ぼすということが報告されています。

その中で、ほ場整備をした後の水田で、どうやって維持していくのかというのがまず問題になります。それから、何よりも冒頭にありましたように、それが宅地に変わるという将来的な方向に対して、一体どうしていくのか。この問題が農地の場合は問題になってきます。

それから公園ですが、やはりそう思ってきますと、公園でしっかりと担保するということが重要になってきます。公園の中で、そのへんの都市にあるような乾燥的な乾燥した公園にするのか、それとも今の生物相を活かしたかたちで、この町らしい公園をつくるのかどうですかということが問われていたのですが、そののところも「いや、しませんよ」ということになった。

そして、ようやく今パッと出てきたのが柳本池ですが、では柳本池というのを具体的にどうするかという案が載っていないというあたりについて、ちょっと難点があるかなとは思っています。

私個人としましては、前回のときにも申し上げましたように、ここの宅地というところで、従来の乾燥した、どこにでもあるような宅地ではなく、ここに水路がある、それから草地があるという場を活かした宅地づくりというのを何とか取り入れていただきたいかった。これからでも何とか再検討していただけないかなと思います。

(会長) 今言われた話で、資料編の8. 4. 1で、その次のページからずっと今の水路の話があるのですね。それで、さっき〇〇委員が言われていましたけど、こういう水路を公園の中に取り入れができないかというのもあるのですね。お考えをお聞きたい。

(事業者) 公園のほうは、先ほども申し上げたように、草津市の公園課というところが管理しております。前にも答申をいただいたときに、そういうようなものができないかと提案をさせていただいたのですが、そのときに、維持管理上、市役所としてはなかなかできないという意見でした。まず担当者レベルでそのようは意見をいただいたので、今日はそういうご報告をさせていただいたのですが、今日もそういうご指導を先生からいただいた

ので、もう一度関係者にご相談して、検討させていただきたいと思います。

(委員) では、それについてお尋ねしたいのですが、水路の脇どこまでが宅地にならないんですか。例えば、資料の8 - 4 - 5ページで、写真の29というのがありますよね、右の上に。水路があります。田んぼがあります、左側に。その田んぼまでが宅地になるんですか。あぜ道はそのままあぜとして残るのですか。

(事業者) 管理通路という、市のほうの市道の担当のほうで確認しております、用地幅1mを残してくださいというようなことで。

(委員) すると水路の左右に1m幅は残るのですか。

(事業者) 左右というと右側と左側、どちらかに人が歩ける範囲内で、自転車が当然そこを歩くようなかたちになりますので、1mぐらいの歩ける通路をつくってくださいということで協議しております。

(委員) その1mぐらいを残すというときには、それは舗装されるのですか。

(事業者) 舗装は今のところ考えてございません。

(委員) 今のところ考えていないということだね。

(事業者) 考えておりません。

(委員) それと土地所有というのはどこになる。

(事業者) 土地所有者は市のほうに帰属するようなかたちになりますので、このところの通路というのは基本的に公共用地になります。最終的には、草津市さんのほうに移管するようなかたちで考えております。

(委員) そうすると、このようなかたちでは残らないのですね。地面は残るかもしれないけど、人の通りはたくさんあるから、それに耐えられる植物だけしか残らないということで。

だから会長が言われたみたいに水路があつたら、こういうふうにはならない。

(会長) いや、前に〇〇先生が言われたのは、たぶん公園と水路をセットにするようなか

たちでその生態を残すようにできないか、と。そういうような趣旨で言われたと思うのです。今日ご欠席で、それは確認しないとイケないのですが、1 m幅の中で云々という話ではない。

(委員) いや、そうです。例えば、1 m幅で植物が残るといふ。

(会長) はい、〇〇委員。

(委員) 今、生態を保全するということで答えたということで水路のことが議論されていますが、前回委員会での〇〇先生のご意見は、もう少し広い意味を含めていらっしゃるような私はお聞きした気がします。住宅地の中に縦横に水路がある。そういう景観というのは原風景の一つでもあるし、景観を保全というか、新たにそういった景観、生態系があるというようなことが大事だ。住宅地の中にそのような水路が含まれるような計画を目指してはどうかというような、そのようなご意見だったと思うのです。そういう地区、そこに住んでいかれる方にとっても「いい所だな」と誇れるような新しい町づくりをやっていけるような場所をつくっていかれたらいいなというご意見だったと私は思いましたが、いかがでしょうか。

(事業者) 先ほど公園と例えば水路をうまく組み合わせに使ってとか、そのへんも先ほど計画担当の者がお答えいたしました。草津市さんともう一回協議させていただいて検討したいということと、あと、これも今回準備書のほうで言っているのですが、そういった目玉のような場所で、十禅寺川をうまく活かしたいというのが今回の事業計画の中での考えです。

当然、今現在、十禅寺川を美しくする会というのもまだ弱い体制ですができておりますし、それを具体化して実際の動きにしたいと熱意のある方もいらっしゃいますので、それを強い体制に持っていけるような、あるいは大きい体制に持っていけるような感じでいきたいというのが、この事業計画で考えている内容でございます。

(会長) はい、ではどうぞ。

(委員) この最初のところのご説明で、利用区域に2カ所追加と。一つは公民館の場所だし、もう一つがこの十禅寺川の下流の部分を新たに使用するというふうにしていくと、この今の説明で、最終には柳本池に期待するようなことを考えられて、前回いろいろ挙がっていた検討課題をあっさりやめてしまわれて、全部十禅寺川の下流の部分に持っていくというようなことですが、その十禅寺川自体、自然型の部分では、実際なされたということですが、単純に農地の中を前提にしたつくりであって、特にこの住宅地とバラ

ンスした、そこに新たに住む方々の希望に合うというか、住宅地と合うようなかたちでは全然ないですので、どんなふうを持っていかれるのか、イメージがつかめない話だなと感じました。そのことについて、もう少し何か議論を詰めていらっしゃったのでしょうか。

(事業者) 現在の十禅寺川ですが、親水護岸が設置されておりまして、低水護岸まで階段を伝って下りられるようになっておりまして、近所に保育園があるんですけど、その小さい子供、小学校に入る前のお子さんでもひょいひょいと渡れるような感じになっておりまして、夕方なんかに行きますと、子供たちが遊んでいる様子が見られます。

ただ、それができるのが階段を下りたすぐその場所だけでして、そこは人が歩きますので、あとは踏み石もあるので人が通れるようになっておるんですが、その上下流につきましては、せっかくの低水護岸で、水辺を子供たちが歩いて、水に手を入れたりということもできるようなつくりにはなっているのですが、現実のところではそれは不可能で、逆になってしまっています。

ですので、こういったところを草刈りとかしていくことで、もう少し草原性の環境がつくれますし、親水性も高めることができると思いますので、そういったところを何とか工夫していけないかというふうなことを考えております。

(委員) 一つ。

(会長) はい、どうぞ。

(委員) 一つだけ、これは認識していただきたいと思うのは、今、話が河川の中で環境護岸という言葉が、環境護岸、それから親水護岸、階段とか、親水性という言葉が出てきて、何となくすごくいい川づくりがされているような言葉が出てきているのですが、実は親水護岸、あるいは階段を付けているというのは、子供が下りやすい、人が川に近づく機能。

それから環境護岸というのは、もしかしたら植物が入れるように段々になっているのかもしれませんが、一般的に全国各地につくられた環境護岸というのは、川の水位から非常に高い、植物にとっては非常に出にくい。5 mとか、1 mとか、そこらですから、高いところになりますので非常に乾燥している。多くの場合、外来種の入る場となっていることが多々見られます。

ですので、人が近づけるという機能とそこに水辺の生き物を持ってきて、生息できる、あるいは、そこに水辺の動物が、昆虫が生息するということとは分けて考えなければいけない。

だから、子供たちが寄っていったいい町づくりの川にするという機能はあり得ると思うのですが、そこで、先ほど来問題になっている生き物をここに持ってきて生息させるとい

うのは難しいかなと思います。

(会長) 関連のご質問、その他ありましたらお願いします。なお、今、川についての話が出ていましたが、写真、資料としては、資料8. 5. 10とか8ですね。

(会長) 他にありますか、関連することで。

(委員) 先ほどまでの生態系の絡みもあるのですが、前回の会議のときにも申し上げたように、この計画は、住宅地と道路ができて、そのほとんどの土地利用が農地からの転換です。要約書の4ページ、5ページでも、農地が増減割合としてマイナス82%、その代わりに宅地が54%、道路が22%という、土地改変で水象、いわゆる水流量ですか、そういった改変の影響が非常に大きい環境の変化になると思います。

方法書で、大江霊仙寺線の標準断面を見せていただいたのですが、そのときは、具体的に舗装は透水性舗装にするんだと、それからイラストが描いてあって大きな樹木で道路と歩行者を分けるようなものだったにもかかわらず、今回お出しいただいている要約書の10ページの大江霊仙寺線の標準断面は、以前の方法書と比べ透水性の担保もされていないし、植栽として低木だけしか挙げられていません。

造成計画で、道路、公園、水路とか、それから緑地といったところに、今考えられる段階で非常にできる限りの配慮をして計画を予想したとありますが、すごく後退しているような内容ではないかなと印象を受けました。

それと、方法書の同じ10ページに、今、議論に挙がっている「公園は3%以上を確保する」の後に、また「緑地は一般住宅地の“間”に緩衝地帯として設置する」と書かれてあるのですが、この計画、14ページ等の地図を見ても、その住宅地の“間”に緩衝地帯というのがどこに落ちているのか全然明確になっていないので、そういったものが担保されているのだろうか。

生物や植物は、そういった住宅地の“間”に緩衝帯があれば、もう少し書き方がはっきりと見えてくると思うのです。しかし、方法書のイラストで宅地内緑化というのが書かれてあって、結局宅地として個々の買われた方の緑化のほうに頼られているような書き方になっている。宅地“内”なのか、実際にこちらで整備するとき、別に宅地“間”に緑地を今後していくのかというところがみえない。「現段階で可能な具体的な計画を立てて予測評価を行った」と事業者の見解として25ページのNo.4に書かれているのですが、これが明確ではないところが、これだけの大きな土地改変というものが行われていることに対して非常に懸念される事項だと思っています。

また、河川の整備で考えられているというふうにおっしゃっていますが、資料8-5-13の中で、河川で出水時の調査を詳細にしています。これをみると、この十禅寺川は非常に平水時と出水時とで河川流量が全然違うわけです。そういった中で、今、農地から不

浸透域の宅地道路とかに変わっていく、これだけの大きな変換において、ここの河川の整備をどのように持っていくのかというところ、いろいろとお考えを聞かせていただきたいなと思います。

(委員) だったらついでに、今、用水、8. 4. 2の写真、水路がたくさんありますが、さっきから用水出ていますよね。これは水田があるから用水なの。たぶんこれぐらいで水が少なくなってくると、水田がなくなったところに宅地が建ったら、ちょっと雨が降ったとき、ものすごい量になるはずです。

そうすると、たぶんここは今、開いていますけど、これは全部暗きよになると思う。全く用水なんて、用水を使った緑化なんて全く大うそで、全てこれは暗きよにさせられて、地元には何にも用水というものは残らない。単なる排水路が通るだけで、用水とは言わなくなるというように考えているのですが、どうでしょうか。

(事業者) まず、今の大江霊仙寺線の方法書との問題、違いなのですけれど、この大江霊仙寺線に関しても管理者がおられまして、以前方法書のときに提示させていただいた部分は、すごく大きな木があって、歩道が守られているというようなイメージがあったと思うのですが、そのへんずっと協議を進めていった中で、草津市として、そういう街路樹みたいな大きな木を植えることはやめたいということで、今回も低木でお願いしたいという指導を受けましたので、今回準備書のほうには、その小さな低木を入れさせていただいたということです。

それと舗装面のほうの浸透の関係につきましては、車道部分は浸透性の舗装はできないのですけれども、歩道部分につきましては浸透性の舗装というものが基準になっておりますので、それは改善していきたいなと思っております。

あと、おっしゃっていただいた緑地に関しては、区画整理の保留地というのに関しては、業者さんがお買い求めになられて、そこに新しい住宅を建てていくとなるのですけれども、区画整理というものですので、今の現在の土地の所有者の方がそのまま農地を乗り換えようかと思われたら、もう宅地になっている感じで。すぐ宅地に、宅地の形状も提案する、家を建てるかという、そうでもないのかというものがございまして、草津市からのまた指導もあると思うのですが、どこにどれだけの緑地を持ってこいというふうには指定はされないと思うのですが、「極力宅地面積の何%かは緑化に努めてください」。実際にできる範囲というのはそれぐらいになるのかと思うのですが、全く宅地の中に緑地がないということもないので、今回新たに公園の中には、樹木を何本かは、当然規定でございまして入れてまいるのですが、宅地の中の緑化に関しては、全宅地面積の何%というかたちの指導が入ると思われま。

用水に関しては、写真のように、今現在はたくさん排水路が通っています。先生がご指摘のように、将来的に今回の計画においては、道路側溝を兼用した水路というかたちにな

っていくと思われま。

用水の入り口と出口というのは、この計画書に書いている分の田んぼが残っておりますので、そちらには当然用水を配備しなければいけないということになりますので、利用はさせていただくのですが、なかなかその排水の便というのが今の計画では難しい。道路側溝と兼ねたものにしないと維持管理できないという部分がございます。

なにぶん、今計画をしていく中で、それぞれ違う団体、行政の指導が入ってきますので、私どもは、その行政のほうからの部分的というか、この公共施設のある部分に関しては、全部帰属させていただくこととなりますので、行政のほうから指導が入ると、それを守っていかなくてはいけないという部分も出てきますので、おっしゃっているようなきれいなかたちの自然に応じた、自然環境によく見える水路というのがなかなか残せない状況なのかというふうには思っております。

(事業者) よろしいでしょうか。

(会長) はい、どうぞ。

(事業者) 今、環境影響評価の準備期と、これがある程度進行した段階で、この都市計画の着手に入りまして、その中で、ここをどういった土地にしようかという具体的な土地利用、都市計画の準備に入るわけですが、その中で、地区計画とか、それを立てていくということの中で、先ほど宅地内の緑化とか、あるいは建築の意匠とか形態とか、そういった部分を地区計画の中で、ある程度建築整備計画の中で決めていくこととなりますので、その中で事業者としても検討していくことかなと思っております。

(会長) 関連することでご質問がありましたらお願いします。

(委員) 関連して言いますが、今地区計画の話がされたので、景観のほうの話をしてもらいたいでしょうか。

(会長) はい。

(委員) 私も本当に暗きよになることをすごく残念に思いますので、古い町並みなんかでしたら、本当に水路がありながら道路があるという部分もありますし、市のほうのいろいろご事情もあるとは思いますが、高い意識を持ってぜひやっていただきたいなということですね。

景観のほうで、47ページのほうで、要約書の「環境影響評価のまとめ」という部分に挙がっているのですけれども、ここでもさっきの緑の話は地区計画でとおっしゃったんで

すけれども、この書き方ですと、「予測結果を踏まえて実施する措置」ということで、「緑化を要請する」という書き方ですけれども、今おっしゃった事業者というのは、どの事業者のことをおっしゃっているのでしょうか。

(事業者) 事業者ですが、地権者の組合ですので、皆さん一人一人が代表になって選挙で理事もしくは監事のほうに選出ということでございます。ですから、基本的に主体というのは行政の指導でもなく、他の民間の団体でもなく、基本的には地元の方の考えの下に推進するというで進めるという組織でございます。

(委員) というと、この「要請する」というのは、その整理事業者に対して要請するというようなわけですね。

(事業者) そういうことです。組合が今後組織の本組合になりましたら、地権者総会というのは年に2回、3回なり諮るわけでございますし、その中で地区計画の話であったりとか、いろんな大切な重要事項については、その総会の場でお諮りして整備していくようなつくりになります。

(委員) というと、ここではこの「要請する」という言い方しかできないのでしょうか。

(事業者) そうですね。意見としては当然重要な意見でございますので、そのへんは行政、今度は草津市の都市計画のほうの関連でもございますし、そのへんと十分調整を取って、皆さん方が使いやすいような景観であったり、地区計画をまとめていきたいなということも当然考えてございます。

(委員) これだけでは表現が弱いかなというふうに思います。地域の植生が本当に変わるというときに、やはり単なる都会の真ん中での緑化の言い方と同じかと思っておりますので、本当にしっかりその周辺植栽とか、その地域の植生を活かしたかたちでの緑化というところまで踏み込んで表現していただきたいなというふうに思いますし、もし先ほどのように何%とかということができれば、数値で入れていただいたほうがいいのかというふうに思います。

それから景観のところ、その次のポツのところですけど、「住宅が建設され」という中で、「予測地点において写真撮影により行う」ということですけれども、分譲されて家ができてからでは遅いと思うのですよ。この今の縛りの感じであると、「草津市景観計画に基づき」ということで、景観計画の中に書いてあるのですけれども、非常にそれだけでは緩いと思うのですね。せっかく同じ規模で住宅地が広がるというときに、普通の町中で勝手に広がっているような住宅地のような縛りであれば非常に緩いと思っておりますので、それもやはり地

区計画とかの中で掛けていく話だと思いますけれども、ある程度屋根とか壁の色、枠を決めた中でまとめたかたちでの開発が行われるような書き方をさせていただいたほうが、特別な地区として扱うようにするべきだということを私は思います。

その中で、この右のほうの②の表現で、「周辺の景観との調和を図ることを基準とした」というふうに書いてありますけれど、この「周辺の景観」というのは何ををもって「周辺の景観」として今捉えておられるかということをお伺いしたいと。

それから、その下に、「評価の基準値」というふうにありますけど、この基準値の数値的な位置だと思うのですが、どのことを指しておられるのか教えていただけますでしょうか。

(事業者)「周辺の景観との調和」ということですが、当然この地区の場合は、四方の景観といいますと、景観のほうで述べましたが、南草津駅前の高層の住宅とか、JR線沿いの反対側には工場群、あと南笠の集落の南方には、ほ場整備での農地が広がるようなという感じになっております。

「周辺の景観との調和」ということですが、基本的に、ここの建て主が、それで先ほど地区計画の中で、ある一定の基準の中でやっていくということですので、例えば、色彩とか、外部のまとまりとか、そういった周辺の景観ということで認識というのか、そういったかたちでの調和として捉えております。

あと「評価の基準値」というのが、草津の景観計画に基づく景観形成基準ということで捉えてはいるのですが、回答になっていませんでしょうか。

(委員)そうですね。どこかで基準の表がありましたね、景観計画の。それがすごく大きな枠組みでしかないと思うのですね。周辺というのが、ここに合わすべきというような素晴らしい景観が周辺にあるのか、私は把握していないのですけれども。

(事業者)客観的に言いますと、他に、何と申しますか、自慢できるような景観と申しますと、やはり琵琶湖とか、そこらへんに行くと、今、やはりそれなりにも滋賀県らしい景観というのが見られるわけですが、そこは距離的には離れてございますし、そちらの南笠地区となりますと、現況でいきまして、農地の景観とか、そこらへん。唯一市街地内に置かれている景観ですので、一般に言う自然とか、そこらへんから言えば、自慢の景観はいろいろあるのですが、それをさらに住宅地として、宅地としてやっていくわけですから、今の野路西部とか、そこらへんも結構住宅地としてはいい。そこらの住宅地、景観との調和とか、そういったこともあると思います。

(委員)周辺にまだ自然が残るところもあるわけですね。その自然の景観を乱すことがないかたちで、その周辺の個々の調和というのはあるかと思うのですが、エリアとして

何かまとまった景観をつくるという言い方もあるのかなというふうに思います。

建てられる事業者は幾つかに分かれてくるのですか。

(事業者) 先ほどちょっと。

(委員) ばらばらになってくる、もしかして。

(事業者) 地権者の方が。

(委員) どこが。

(事業者) 組合を起こして、各地権者の方が、例えば自分の土地でしたら宅地を売るとか、そういったこともございますし、区画整理事業の場合には、共有の土地、保留地というふうなかたちで、保留地を売って区画整理上の事業費の資源にしようというところですので、保留地をある程度固めて、一定の固まりの中で事業者さんに売っていただいて、それを費用に充てるとか、そういったことをやっていきますので、そういった事業の中で、当然そこには地区計画なり、場合によっては、ある程度真っすぐ行くということになりますと、その部位に沿ってその事業者さんにもやっていただくということになると。

(委員) ということですね。かなりばらばらになる可能性もあるので、しっかりこのところを書き込んでいただいて、やはり市さんと協力した上で、地区にしっかり計画、条件を掛けていくということまで踏み込んでいただいて。

(事業者) まだ事業者さんの今の住民組合の中では、そういった住宅にしたいという意欲は話されております。

(委員) 分かりました。非常に基準というのは緩いので、もう少し縛りをもって、まとまりのある景観をつくれるような仕組みをつくるということまで踏み込んでおいていただけたらなというふうに思います。

ひとまず以上です。

(会長) 表現の問題ですけども、今のところを検討していただきたいと思います。

きょうは大気先生がご欠席ということもあるのですが、他にご意見がありましたらお願いします。

(委員) では、いいですか。

(会長) はい。

(委員) 先ほどのお話と関連するのですが、18ページを見ますと、既存の青枠の住居というのがありまして、ここはもともと住んでおられて、先ほどの〇〇先生のお話とも関連するのですが、ここは、ここに住んでおられて、またその周りにバツと家が建っていくという状況なのですよ。

(事業者) 例えば、一部市道とか、そこに支障があるような物件には隣接に移転していただくとか、そういったのもありますが、基本的に今住んでいらっしゃる方も区画整理事業にやはり関わってやっていくということになります。

(委員) そうすると、例えばさっき先生がおっしゃった、その縛りみたいなものというのは、もちろんこの既存の家には掛からないですよ。そうですね。

(事業者) そのへんもご協力いただきながらということにはなるとは思いますけれども。

(委員) 南笠の公民館の場所を新たに付け加えられたというのは、これはなぜだったのですか。

(事業者) ここの部分は、先ほどからお話に出ている池、そして、今この周辺に道路があるので、ここも南笠の財産区の道路になってきますので、今回、この公民館の南側と西側に既存の道路があるので、ここもこの財産区の用地となっておりますので、まずその部分を外さなければいけないという作業が出てきます。今の道路を外しての今回の計画でもあります。

あと、この土地利用計画図になるのですが、6ページ、その部分で、この柳本池という部分があるので、その周りの道路を計画しているようになっています。これは、この準備書を作成したとき、昨年8月の段階での計画図になっているのですが、このへんの道路の位置が地元との協定によって、まだ不確定な部分があります。

そのために公民館のこの敷地が一つの宅地になっておりますので、それを全部含んでおかないと柔軟に道路面とかの対応ができないので、今回は公民館の敷地全部をこの計画に入れて、道路が若干動いても大丈夫なように、敷地全部を計画書の中に描かせていただきました。

(委員) ありがとうございます。

(会長) ほかにありますか。

(委員) 細かいことを聞かせてください。要約書の42ページですが、鉛の話で、右端の工事中、自然由来により鉛の溶出量が超過していることがあるというのは、搬出せずに敷地内で処理するということですね。そういうことですね。敷地内に埋める。同じようなところがなかったら、どうするのですか。

(事業者) 基本的に同じような地区というのは、普通でいきまして、土壤汚染対策法の中で、これからいろいろな調査とか、対策については検討していかなければいけない面がございまして、何箇所か追加調査の中では、ある程度広がってきていることが想定されて、盛土のところにも想定されておりますので、切土の区域というのは本当にごく一部分ですので、対応できると想定はしております。

あと対応に当たりましては、盛土と不溶化の組み合わせ、鉛の不溶化、そういったことが対応策になろうかなと思っているのですが、これにつきましても、ずっと土壤汚染対策法の中で、いろんな県とか市と協議するところがございまして、そういったご相談の中で、具体的に決めていくような話になるかなと思っております。

(委員) そのところで18、あるいは29というのがありますけど、これはどれだけ出たはいけないのですか。どこからどれだけ以下ではなくてはならないと言われているのか。

(事業者) 18mg/kgとか、その。

(委員) だから環境基準というのは、どれぐらい以下にならなければならないと考えているのですか。

(事業者) 含有量試験の結果につきましては、基準150mg以下です。溶出試験は2つございまして、溶出につきましては、0.012g/Lです。今回0.018とか0.023gで、若干超えているというようなかたちです。

(会長) さっき土壤汚染、法律からの話をされましたけど、これをオーバーしていると、その法律で対応しなくてはいけない、そういう事例になるわけですか。

(事業者) 一般的な3,000㎡以上の開発の場合には、土壤汚染対策法の中で、その土壤汚染に対しての例えば地歴の調査とか、そういったやつを届け出まして、対策して済むことですが、今回の場合、アセスで、もう既にこういった溶出性の物質が出ておりますんで、事業としては、現状こういう結果ですので、例えば盛土とか、さっき言いました地盤

改良の中で不溶化対策を行うとかといった対策を講じる計画ではございますが、今後、枠組みの中で、いろいろな準備とか、自然由来もしておりますので、例えば、本当に自然由来なのかというのも実はあるかもしれません、もしかしたら。それはあるかもしれないので、そこらへんについて、ご意向の議論はあると思います。

(委員) 一応超過しているのは、基準値を超えているところで宅地にするんですけど、基準値を超えていたということは、宅地化するとき相手に知らせるのですか。

(事業者) はい。そこらへんを含めての検討もやっておるんですけど、デリケートな話ですんで。

(委員) そうですよ。それで、ついでに聞いておくのだけど、43ページ、お願いします。これに「重要な種」として、哺乳類、カヤネズミというのがあるんですけど、たぶん、これは真ん中に工事中の予測の中で、「生息地の減少」というふうにはっきり書いてある。一番最後に、この「重要な動物種の生息環境に及ぼす影響は小さいと予測する」と。たぶん、これは私が予測すると、カヤネズミは絶滅すると思います。

先ほど最後に出てきましたけど、タヌキもたぶんどこか、東か西に土地が空いているから、そちらに逃げるだろうからいいだろうと言いましたけど、それはあまり当てにならない話で、ここがこれだけ宅地化されるということは、将来的には周辺も宅地化される。とりあえず今いるところから追い出しておいて、たぶんそちらも宅地化されるだろうとなると、たぶんキツネもタヌキもいなくなるということが考えられますね。

そうすると、この56ページに書いてある、「以上のように、本事業の実施に伴って、自然環境に一定の影響を及ぼすことになる」どころではなくて、「必ず及ぼす。影響が出てくる種がいるけど、それは無視する」というふうに正直に書いたほうがいいのではないのでしょうか。僕は事業をやめろと言っているわけではない。言葉じりで取られて困る、誤解されますよ、ではなくて、「なくなる種もありますよ」と正直に書くべきだと思う。

カヤネズミというのは、滋賀県でかなり一生懸命カヤネズミをやっている、調査をしている人がいます。だから、かなりカヤネズミは滋賀県で重要視されているので、少なくともここらはたぶんなくなるでしょう。タヌキもキツネもたぶんいなくなると思う。

特にキツネなんていうのは縄張りを持っていますから、周辺にまだ宅地化されていない部分があったとしても、ただそちらへ移動しても、なかなかそこに生息することはできない。たぶんこれだけの広さでは、1頭か2頭しかいないと思います。そうすると、タヌキもキツネもカヤネズミもここからいなくなる。正直に書いたほうがいいと思います。

ついでに、僕は委員会をさぼってばかりで申し訳なかったですが、準備書の4-21を見てください。これは申し訳なかった。ずっと出席していなくて、コメントできなかったのを忘れていたんですけども、4. 1. 12の「哺乳類の重要種」と書いてあるのにチョ

ウセンイタチと書いてある。これの「チョウセン」を抜いてください。普通のニホンイタチは重要視されるべきだけど、チョウセンイタチというのはその下に入れるべきなんです、アライグマと一緒に。事業区域周辺で確認されている哺乳類の外来種です、これは。

たぶん普通の人というか、足跡とか、何だったか。調査方法の名前を忘れてしまった。痕跡調査では、イタチとチョウセンイタチの区別が付きませんので、これはなかなか難しい問題だと思いますが、少なくとも過去のデータで、チョウセンイタチとイタチが両方とも分布しているという適正動物でありますから、この部分では、上の分では「チョウセン」を取って、ただのイタチにしてください。そして、下のほうのアライグマの下に、チョウセンイタチを入れてください。

(事業者) 貴重なご意見ありがとうございます。参考にして、先生のご意見を十分に参考にしたいと思いますので、どうもありがとうございました。

(会長) 他に。はい。

(委員) ちょっと細かいことですが、この機会に教えていただければと思います。今回の水質、出水調査はすごく丁寧な現場調査をされていて、別の意味でも非常に参考になるような資料だと思います。その中で、8 - 5 - 24で、S tの9番、出水の2回目の降雨時調査ですが、9番だけがSS、濁度が非常に高いですね。

たぶん現場で実際に調査されているので、このときのここだけが非常に高いSS、濁度となった要因、他の箇所と比べて。もし何か気付かれた点とかがあったら、教えていただけないでしょうか。

(事業者) あまり調査のとき、自分は正直言いまして、雨が降っているので、結構後なので、濁っているのは確認できるのですが、原因が分からないところがある。すいません。

(委員) いえ。これは結構すごく細かく取った調査をしてくださっていて、それで同じ、農地の左岸からの結果を比べても、ここだけ非常に高いですね。

(事業者) そうですね。

(委員) 先ほどから影響の少ないように、工期を第1工区、第2工区、第3工区ということで、分けて工事を実施されていくわけですが、このS t. 9は第2工区になっていますよね。すると第1工区で工事を始められたときに、上流からこれだけ出水時のときに流れてくると、工事の負荷低減を調査しながら進めていく時に、ごっちゃになってくると思います。ですので、これは工事を着手する前に、要因というのはですか、原因をきっちり見

られ、先にここのところに何らかの手を打っておくことをしておいたほうが第1工区の工事がスムーズにいくのではないかなと思ひ、そういった意味で原因をお聞きしました。

(事業者) すいません。貴重な意見ありがとうございます。調査のときには、9からそういう水が出てくることを確認しながら、事後調査のほうにも反映して行いたいと思いますので、またその原因についても、もう少しじっくり考えてみますので、ありがとうございます。

(会長) 他に。

(委員) 先ほどの南笠公民館の場所ですけれども、この事業区域内に入っているからといって、ここが将来的に宅地化するとかのようなことは、もう絶対ない場所ですよ。

ここに祠があるというふうにかかれてありまして、現在、この祠がお祭りでちゃんと使われてはいないと書いています。そうかもしれませんけれども、ここはぜひとも残していただきたいところだなと思ひました。

あと、南笠公民館がここにあつて、もちろんこの南笠の地域の方が、ここの公民館を利用されているのですね。私には、そこがこの事業区域内に入っているのがすごく不思議だったのですが、こういうことはよくある話なのですか。

(事業者) 南笠公民館につきましては、先ほども面積、土地の状態、従前の土地の地籍の関係もありまして、区画整理事業では、地番の整理というのも当然できますので、その地籍の整備も併せて南笠公民館の財産区の土地の管理の区分をきちんと市のほうと区分けしたいと。道路も、今の現在の前の道も、車がビュンビュン通る道路も、一応財産区の土地の上に市が保障しているような状態ですんで、その管理部門を明確にしたいということで、一たん区域のほうに入れさせていただいたということでございます。

それと併せまして、当然事業区域の要するに今までの農地であつたりとか、そのへんの土地の形状も非常にいびつな形で、結構今JRが通つていますので、そのへんも、フェンスなりをまたつくり直して、きちんとした形でお返しできるというメリットもございまして、そのへんで公民館の土地は今回入れさせていただいております。

それと併せまして、祠の用地につきましても、住民会の組織の中で役員さんと今調整しております、その現状のままで残すというかたちでも整理してございまして、よろしくお願ひします。

(委員) はい。

(会長) はい、どうぞ。

(委員) 植物を含めて生息の場として、場について、もう一度再検討していただくということでしたので、少しおさらいしておきたいと思います。一番問題になっているのは、やはり恒久的に保全できる場というものが担保されていない。この点が、一番重要な問題になっているのではないかなと思います。

その点についての検討ですが、この報告書で、どういう方法、例えば具体的にどこの場所に対して、どういう構造物。緩傾斜というのは一体どのぐらいの傾斜にするのか。では、1対3の緩傾斜にするのであれば、面積はどのぐらい必要なのか。水深はどのぐらいなのかといったような構造物だとか、あるいは技術的に下にコンクリートを引いてしまうのか。そうではなくて粘土を置くのかとかといったふうな話。あるいは水路として、横の側溝のところをコンクリートにするのか、土羽にするのかといったようなことも含めまして、具体的かつ技術的に、どの場所にどのようなものを置くのか、そして、それが対象とする生き物は具体的に何なのか。何となく在来種というイメージではなく、水生の生き物。水生の生き物の中でも、管理、営農の中で維持される一年草のようなものなのか、あるいは放棄された後で生息しているチゴザサとかコガマだとか、そこにいるカヤネズミだとかといったものを対象としているのかといったあたりまで含めて、具体的に検討していただきたい。

そしてその中で、先ほどおっしゃっておられたように、やはり無理だねと。無理なものは無理で、一生懸命頑張った結果、「この部分についてはできます」、「こういう具体的な方法でできます」というかたちで書いていただければ、はっきりとして分かりやすいのではないかなと思います。

それと、これは個人的な希望ですが、せつかくJRの東海道本線沿いにこれだけの面積、まとまった宅地をされるのですから、「やはりあそこはなかなかいい住宅地をつくったな。なかなか水路もあっていいね」というのが、沿線で通勤の人たちが見て、いいなと思われるものをつくっていただければなと思います。

(会長) では事業者の方、確認です。

(事業者) いろんな貴重なご意見、ありがとうございました。もともと、この今開発するところは農地であって、最近では田んぼを捨てる高齢者の方がいて、本当に荒地地になってきております。そこを何とかして、先ほどご指摘のあったJRから見て、いつも通勤されている方が、「その地域を田んぼにしないで、どう使うのだ」というようなお話を聞いておりますし、やはりこの開発を基に、もちろんそんなに立派なのはできませんけども、「やはり見て感じのいい宅地だな。JRで見ていて、あそこに家を建てようか」という、皆さんに希望を持っていただけるような都市、町づくりをしていきたい。

われわれも、私は町内の者ですけども、いかにその周辺をわれわれの田舎、今までは、草津市の南側でしたが、やはり南草津駅ができて、この今開発しておるところが新しく住

宅地になって、この全体が大きく環境に寄与するということをモットーにしてやっていきたい。

大江霊仙寺線という道路が草津から大津のほうに向かって、こちらへ来ております。その道路を境に、いかに南側を利用するかということを念頭に置いて、皆さん方と一緒にやっているわけですね。

ですから、いろいろと貴重なご意見をいただきましたので、それに基づいて、もちろん十禅寺川の景観も活かし、また動物、植物が生息できるようなことを、いろんな取組をもう一度考えて持って帰ってしていきたい、このように思っておりますので、本当にきょうは貴重な環境に関してご意見をいただきました。本当にありがとうございました。

また今後とも、ひとつよろしく願いいたします。

(会長) まとめ的な話をさせていただきました。大分時間も来ていますけど、他にご意見ございますでしょうか。

(委員) さっき〇〇先生が言われたみたいに、やはり駄目なものは駄目とはっきり言って、どれだけどういうふうにして残します、努力しますということをちゃんと明記すべきだと思う。

(会長) そういった書きぶりのほうの話も参考にさせていただいて。他にご意見、よろしいでしょうか。

それでは、きょうの審議はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

[終了]